## 登園許可証が必要な病気

病名	出席停止基準・マザーリングお約束	病名	出席停止基準・マザーリングお約束
麻しん	・解熱後3日を経過するまで	溶連菌感染症	•抗生物質治療開始後 24 時間を経過し全身状態
(はしか)			がよければ登園可能、長くても初診日と翌日を出
			席停止
インフルエンザ	・発症後(症状が出て)5日、かつ解	感染性胃腸炎	・白色便・水様便・泥状便が出ている場合は登園
	熱後3日を経過するまで	(ノロ、ロタ、アデノウィ	できない
		ルス等)	・下痢が継続的に 2 日以上出ている場合は登園
		(流行性嘔吐下痢症)	許可が必要
			・嘔吐をしている子は登園できない
			・流行性、感染性の胃腸炎と医師から診断された
			場合は登園許可が必要
			・主な症状が消失し、普段の食事が可能であり、
			全身状態のよい子は登園可能
風しん(三日はしか)	・発疹が消失するまで	手足口病	<ul><li>・食事ができて元気がよければ登園可能</li></ul>
水痘(水ぼうそう)	・すべての発疹が痂皮化するまで	マイコプラズマ肺炎	・症状が改善し、全身状態が良ければ登園可能
流行性耳下腺炎	•耳下腺などの腫れが出て5日を経過	ヘルパンギーナ	・主な症状が消失し、全身状態の良い子は登園可
(おたふくかぜ)	しかつ全身状態が良好になるまで		能
結核	<ul><li>・感染のおそれがなくなるまで</li></ul>	伝染性膿痂疹	<ul><li>・感染の恐れないと認めるまで(確実にガーゼな</li></ul>
		(とびひ)	どで覆い、接触感染を防ぐことが条件)・広範囲
			の時は登園不可
咽頭結膜熱	・主な症状が消失した後2日を経過す	腸管出血性・大腸菌感染	・主な症状が消失し医師が登園可能と認めるま
(プール熱)	るまで	症 (O157, O26等)	で
流行性角結膜炎(はや	<ul><li>医師が感染の危険がないと認めるま</li></ul>	急性出血性結膜炎	<ul><li>医師が感染の恐れがないと認めるまで</li></ul>
り目)	で		
百日咳	<ul><li>特有の咳が消失するまで、または 5</li></ul>	頭しらみ	・駆除に努めながら登園可能
	日間の抗菌剤による治療が終了まで		・医師の診察受け 1 回は駆除を受けること

## 登園許可は不要だが医師の診察を必要とするもの

病名	出席停止基準・マザーリングお約束	
伝染性紅斑(りんご	・紅斑出現時は元気がよければ登園可能	
病)	・許可証は不要だが医師の診察を受けて許可を得ること	
水いぼ(伝染性軟属	・合併症がなければ登園可能	
腫)	・化膿したりかゆみが強いときは医師の治療をうけること	
突発性発疹	・解熱後元気であれば登園可能	



雨が降るごとに寒さが厳しく本格的な冬の到来を感じます。インフルエンザも猛威を振るいだす時期となりました。マザーリングでは3園で統一した登園基準と登園許可の必要な病気を改めて見直しました。入園の際にご案内しておりますが、改めて病気が蔓延する時期にご確認をしていただきたく存じます。また登園許可証に関しましても新たなものを準備いたしました。お子様皆様が安心し、そして安全に園での生活を送ることができますよう、看護師・保育士等が一丸となって保育してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



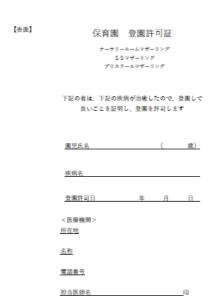
## 登園できないお子様の状態

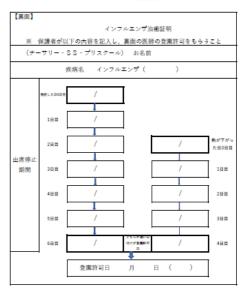
- 37.6 度以上の発熱
- 解熱(鎮痛剤)を使用後の登園
- 嘔吐している場合
- 下痢便(水様便・泥状便)が出ている場合は登園できない
- 流行性、感染性の病気(胃腸炎を含む)と診断された場合は登園 許可が必要

このような状態のお子様は

登園できません

※(登園許可を必要とする病気を参照)







保健だよりの裏面に「登園許可が必要な病気」と「登園許可は不要だが医師の診察が必要な病気」の一覧表を載せています。ご確認いただき、登園の際の参考にしていただけますようお願いいたします。また、登園許可証も右上のように変更いたしました。表面は現在も使用している登園許可証と同様のものです。

裏面にはインフルエンザの際に使用していただく内容を載せてあります。インフルエンザが発症した日と、熱が下がった日を記入するようになっていますので、保護者の方が登園許可をもらいに行く際に記入いただき医師に確認していただきますようお願いいたします。